

議案第117号

さいたま市職員の給与の特例に関する条例の制定について
さいたま市職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成25年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与の特例に関する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年さいたま市条例第2号）附則第8項から第12項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.7
	3級及び4級	100分の7.7
	5級以上	100分の9.7
医療職給料表(1)	2級以下	100分の4.7
	3級	100分の7.7
	4級以上	100分の9.7
医療職給料表(2)	2級以下	100分の4.7
	3級及び4級	100分の7.7
	5級以上	100分の9.7
医療職給料表(3)	2級以下	100分の4.7
	3級及び4級	100分の7.7
	5級以上	100分の9.7

2 特例期間においては、給与条例第33条第1項から第4項までの規定による給料の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、当該給料の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減

ずる。

(1) 給与条例第33条第1項 前項に定める額

(2) 給与条例第33条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第33条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから131時間45分（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項又は第3項の規定により1週間当たりの勤務時間が定められている職員については、131時間45分に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第32項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「前項に」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項に」と、前項中「の規定にかかわらず、同条」とあるのは「及び給与条例附則第34項の規定にかかわらず、同項」と、「」を減じたもので除して得た額に」とあるのは「。以下同じ。）を減じたもので除して得た額から給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから131時間45分を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（給与条例附則第32項第1号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから131時間45分を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額に」とする。

（勤務時間条例の特例）

第2条 特例期間においては、勤務時間条例第16条第3項（勤務時間条例第17条

第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、勤務時間条例第16条第3項中「同条例第23条」とあるのは、「さいたま市職員の給与の特例に関する条例(平成25年さいたま市条例第 号)第1条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第6条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第3条 特例期間においては、さいたま市職員の育児休業等に関する条例(平成13年さいたま市条例第30号)第20条の規定の適用については、同条中「給与条例第23条」とあるのは、「さいたま市職員の給与の特例に関する条例(平成25年さいたま市条例第 号)第1条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第6条第2項において準用する場合を含む。)」とする。

(公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例(平成13年さいたま市条例第303号)第4条の規定の適用については、同条中「給料」とあるのは、「給料の額からさいたま市職員の給与の特例に関する条例(平成25年さいたま市条例第 号)第1条第1項又は第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例(平成13年さいたま市条例第304号)第4条第1項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料の額からさいたま市職員の給与の特例に関する条例(平成25年さいたま市条例第 号)第1条第1項又は第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号。以下「任期付職員条例」とい

う。)の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.7
- (2) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が5号給以上のもの及び同条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.7

2 特例期間においては、第1条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定の適用を受ける職員に対する給与条例第33条第1項から第4項までの規定による給料の支給及び勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第1条第2項中「前項に」とあるのは、「第6条第1項に」と読み替えるものとする。
(端数計算)

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。